

令和 2 年度

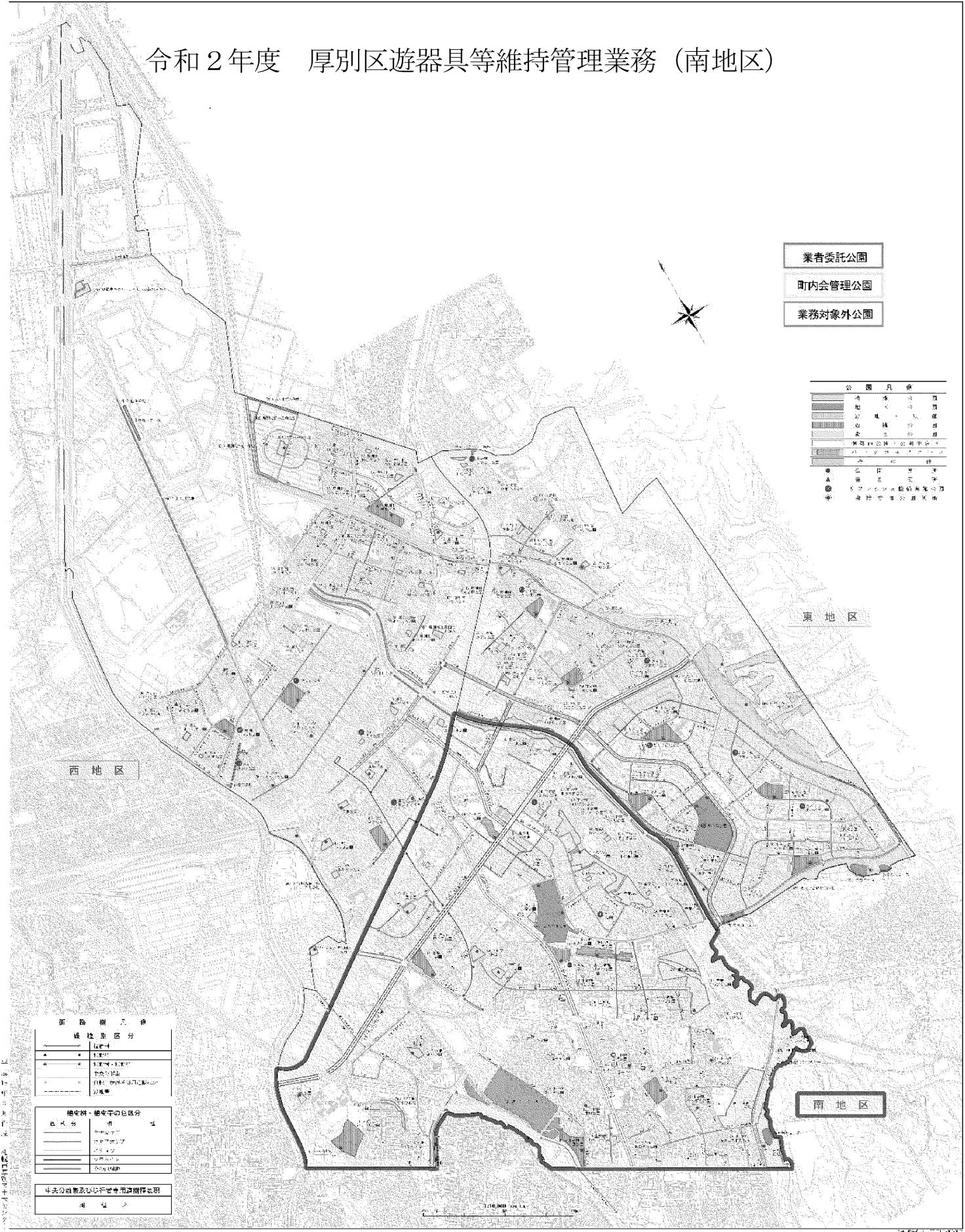
公示用

設計書

業務名 厚別区公園遊器具等維持管理業務（南地区）

札幌市厚別区土木部

## 令和2年度 厚別区遊器具等維持管理業務（南地区）



業務名： 厚別区公園遊器具等維持管理業務 (南地区)

総委託費 円

一金 委託業務費 円

内訳

消費税等相当額

円

工事説明

## 1. 業務の概要

1) 遊器具修繕 1式

2) 遊器具点検 1式

3) 遊器具注油 1式

## 2. 業務期間

令和2年4月1日から 令和3年3月31日までとする。

## 3. 仕様書

・札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書及び土木工事共通仕様書による。

・厚別区遊器具等維持管理業務仕様書による。

# 厚別区遊器具等維持管理業務仕様書

<一般編>

## 1. 適用範囲

札幌市公園緑化関係部局による遊器具等維持管理業務の仕様は本仕様書によるほか、札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書、札幌市土木工事仕様書及び標準図、札幌市造園工事標準図及び参考図によるが、契約書、仕様書等との間に相違がある場合、及び天候その他不可抗力等により業務の遂行が不可となった場合は、受託者は担当職員に確認して指示を受けなければならない。

## 2. 用語の定義

この仕様書において次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である本市の職員をいう。
- (2) 指示とは、担当職員が受託者に対し履行箇所、期間、工法等を示し、業務を実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、受託者が担当職員に報告し、担当職員が事前に了解することをいう。
- (4) 完了とは、業務のすべてを終了することをいう。
- (5) 終了とは、業務期間内において部分的に終了することをいう。
- (6) 検査とは、中間、終了及び完了の検査をいう。
- (7) 確認とは、業務委託期間内において、一定期間内の業務の履行の確認をいう。
- (8) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (9) 現場代理人とは、業務の的確な履行を確保するため、受託者の代理人として業務の運営、取締りを行うほか、履行に関する一切の事項を処理する者をいう。

## 3. 書類

受託者は、指定期日までに関係書類を担当職員に提出しなければならない。

## 4. 業務計画

- (1) 受託者は、担当職員と協議の上、適切な業務計画を立て業務を遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の内容に応じて下記の事項の内容を記載した業務計画書を、着手後すみやかに担当職員に提出するものとする。

- ア 作業工程
- イ 作業内容、作業手順
- ウ 現場組織表（施工体制図）
- エ 専門技術者の資格証明書
- オ 使用車両
- カ 緊急時の体制及び対応
- キ 安全管理計画

- ク 利用を中止した方がよいと判断される遊器具の取扱い、処置方法
- ケ 環境対策
- コ 建設副産物の適正処理計画

## 5. 監督等

- (1) 担当職員は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して必要に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- (2) 受託者は担当職員の監督を受け、担当職員から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置を行うこと。

## 6. 履行上の義務等

- (1) 受託者は、履行する業務の内容に応じ、現場代理人及び現場における技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。
- (2) 受託者は、現場代理人等を定めたときは、その旨を別紙様式により担当職員へ届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (3) 受託者は、業務の性質上やむを得ないものとして業務の一部を委託又は請け負わせる第3者について、4 (2) ウに記載して担当職員の承諾を得ること。なお、業務計画書提出後にその必要が判明した場合には、業務協議簿（様式－36）により承諾を得ること。

## 7. 用地の使用等

- (1) 受託者が業務実施のために必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きを取るものとする。
- (2) 受託者が業務実施に必要な私有地を借用し、または買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は、責任をもって解決しなければならない。

## 8. 作業内容等の変更

作業内容等の変更については、契約約款第6条に基づくものとする。受託者及び担当職員は作業内容等の変更について協議し、変更指示書（様式29）により指示を受けて、変更承諾書（様式34）を提出の上、作業を実施するものとする。

## 9. 用具及び消耗品

業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、特に別途定めるものを除き、受託者が負担すること。

## 10. 支給品

受託者は、支給材料を適正に管理すること。また、業務完了時に数量等を確認し、担当職員へ報告すること。

## 1 1. 業務現場発生品

業務履行によって生じた発生品は、担当職員の指示に従い整理のうえ、担当職員の指定する場所で引き渡されなければならない。

## 1 2. 産業廃棄物の処理について

### (1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の扱い

現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と緊密に連絡を取合いながら下記手順によりマニフェストで確認すること。

（マニフェストの管理手順）

- ① 受託者（排出事業者）は、運搬車両ごと、廃棄物の処理ごとにマニフェスト（A、B1、B2、C1、C2、D、E票）に必要事項を記入し、収集運搬業者に交付する。
  - ② 収集運搬業者は、廃棄物を受け取ったすべてのマニフェストに運転者指名を記入し、A票を排出事業者に返す。
  - ③ 収集運搬業者は、B1、B2、C1、C2、D、E票を廃棄物とともに処理施設まで持参し、運搬終了日を記載して処理業者に渡す。
  - ④ 処理業者は、B1、B2、C1、C2、D、E票に必要事項を記入し、B1、B2票を収集運搬業者に返す。
  - ⑤ 収集運搬業者は、B1票を自ら保管し、運搬終了後10日以内にB2票を排出事業者に返送する。
  - ⑥ 処理業者は、処分終了後C1、C2、D、E票に処分者氏名及び処分終了日を記載し、C1票を保管するとともに、C2票を処分終了後10日以内に収集運搬業者に返送する。
  - ⑦ 処理業者は、D票を処分終了後10日以内に排出事業者に返送する。
  - ⑧ 処分業者は、委託を受けた廃棄物の処理残渣について廃棄物として他者に最終処分を委託する場合、当該廃棄物についての排出事業者としてマニフェスト（2次マニフェストA'～E'票）を交付する。
  - ⑨ 処理業者は、委託した全ての廃棄物の最終処分が終了した報告（交付した2次マニフェストのE'票の返送を受けた場合）を受けた場合、E票に必要事項を記入する。
  - ⑩ 処理業者は、2次マニフェストのE'の受領の日から10日以内にE票を排出事業者に返送する。※マニフェストは5年間保管すること。
  - ⑪ 受託者は、業務成果品提出時（E票又はD票の写しの提出時）において、写しと併せて原本を提示し、担当職員の確認を受けること（確認後、原本は受託者が引き取り保管すること）。
- (2) 当該業務で発生する木くずは、産業廃棄物であるため、その処理に当たっては、各清掃工場において産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて処理すること。
- (3) 当該業務で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は別表のとおりとする。
- (4) 発生した建設副産物の処理方法、処理場及び処分量に変更が生じた場合は担当職員と協議を行うこと（「2 1. 業務の協議について」参照）。

## （5）北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という）について

当該業務で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入された場合でも、減量化・リサイクル等により残さが発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので、適正に処理すること。

## 13. 業務の検査

- （1）受託者は、業務が終了又は完了したときは、契約書に基づき業務を確認する検査を受けるものとする。
- （2）検査にあたっては、担当職員から指示された必要書類を提出するものとする。

## 14. 事故対応

- （1）受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに担当職員に報告するとともに、事故報告書を担当職員にすみやかに提出しなければならない。
- （2）第3者に被害を与えた場合は、その被害者に対して適切・迅速に誠意をもって対応しなければならない。
- （3）遊器具に起因する事故が発生した場合は、上記のほか、担当職員等（公園所管部局の本市職員）の指示により下記のとおり対応すること。
  - ア 担当職員等からの報告を基に、現状把握を行う。
  - イ アを基に、必要に応じて該当する遊器具等の製造業者と協議し、事故原因の究明を早急に行い、結果を担当職員等へ報告するとともに、その後の対応について協議する。
  - ウ 協議結果に基づき担当職員等から指示された事項について、早急に実施する。
  - エ 業務に係る遊器具の事故で、示談交渉等がある場合に担当職員等から同行の要請があったときはこれに応じ、関係者へ対する説明を補助すること。
- （4）上記（3）の緊急対応について指示があった場合は、連絡を受けてから1日以内に現状把握（現地確認）及び応急措置に着手すること。

## 15. 環境負荷の低減

委託業務の履行にあたっては、札幌市環境方針（平成27年9月1日）に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

- （1）電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- （2）ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- （3）両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。成果品に紙を使用する場合は、古紙100%を使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。
- （4）自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。

- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

## 16. 諸法規の遵守

受託者は業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、環境基本法、道路交通法、廃棄物処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

## 17. 官公庁への手続き

- (1) 業務履行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

## 18. 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に作業する場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

## 19. 保険

- (1) 業務の実施にあたり、一社)日本公園施設業協会が加入している生産物賠償責任保険及び請負賠償責任保険の任意保険、あるいはこれらと同等以上の保険に加入すること。
- (2) 道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し担当職員の確認を受けなければならない。

## 20. 技能講習

技能講習を受けた者が従事することになっている作業については、特別な場合以外はその者以外の者に作業を行わせてはならない。

## 21. 業務の協議について

委託業務の履行にあたり、指示、承諾、協議等については、業務協議簿（様式-36）を活用すること。

## <管理編>

### 1. 履行管理

受託者は、担当職員と協議し適切な履行管理を行うこと。

### 2. 現場管理

- (1) 作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に担当職員が認める場合以外、日没後に作業してはならない。
- (2) 特定業務（設備機器等の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。
- (3) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に常に業務の安全に留意して現場管理を行うとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考に、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (4) 機械使用の場合は、機種等は担当職員の承諾を受けること。
- (5) 機械の運転管理に資格が必要な場合は、資格を有することを証明する書類を整理し、担当職員が提出を求めた際にはすみやかに提出できるようにすること。
- (6) 作業中は「作業中」、「注意」の看板等を標示すること。
- (7) 機械の運転中はもちろん、休息中も危険な状態にならないよう、監視員を配置するなどの措置をとり、注意を怠らないこと。
- (8) 作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (9) 作業終了後は、機械その他の工具等を一切置かないこと。
- (10) 受託者は業務現場が隣接し、又は同一場所において別途業務がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。
- (11) 受託者は業務履行中、担当職員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの行為をしてはならない。
- (12) 受託者は市街地における業務について「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (13) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかなければならない。
- (14) 業務中必要な保安措置は、関係法規に従って行わなければならない。
- (15) 受託者は業務の履行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意しなければならない。

### 3. 安全管理

受託者は、業務の履行にあたり事故防止に十分留意しなければならない。

- (1) 受託者は業務着手後、作業員全員の参加により定期的に安全に関する研修・訓練を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体

的な計画を作成し、担当職員に提出すること。また、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員から指示があった場合は直ちに提出しなければならない。

- (2) 運転者に対しては、安全運転講習会の開催等により安全運転意識の向上に努めること。また、下請者に対してもその浸透を図ること。なお、業務に関連して発生した交通事故及び悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく担当職員に文書により報告すること。
- (3) 一般交通の用に供している道路を業務のために使用する場合は、あらかじめ担当職員及び所管警察署ならびに関係機関と協議しなければならない。また、作業上、一時的に撤去又は移設する交通安全施設は、作業完了後すみやかに復元し担当職員の確認を得なければならない。
- (4) 業務場所付近に児童に関する施設があり、作業中に児童の通行が頻繁にある場合は、当該施設に児童への注意喚起を依頼すること。また、作業区域内に児童が立ち入ろうとした場合は、作業員または誘導員が児童に危険であることを教えるとともに、安全な場所へ誘導すること。
- (5) 業務場所付近に、高齢者または身体障がい者に関する施設があつて、高齢者または身体障がい者の通行が頻繁にある場合には、通行に支障のない通路を確保すること。

#### 4. 使用禁止等の措置対応

- (1) 業務中に遊器具の危険要因が発見されたときは、必要に応じて、速やかに応急措置又は使用禁止措置を講じるとともに担当職員に連絡すること。なお、危険要素の判別や措置方法、連絡手順等については、専門技術者の監督のもと業務着手時に決めておくこと。専門技術者は、受託者に籍を置く者で、一社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士の資格を有する者とする。
- (2) 遊具の破損等について担当職員の指示があつた場合は、速やかに状況を把握し、必要に応じて応急措置又は使用禁止等の措置を講じること。
- (3) 使用禁止措置の判断は、つぎの項目を基本に判断すること。
  - ア 通常使用でケガ等の事故を誘発するもの。
  - イ 遊具本来の使用ができないもの。
  - ウ 使用されることにより遊具本体の損傷が拡大するもの。

#### 5. 写真管理

##### (1) 基本事項

- ア 写真の色彩…カラー
- イ 写真の大きさ…L判(8.9×12.7cm)程度を基本とする。
- ウ 提出物…写真帳1部・写真原本1式
- エ 写真帳の様式…A4版(縦)とし、写真及び(3)を記載する。
- オ 写真原本

##### (ア) デジタルカメラの場合

- ・ デジタルデータ原本。画像及び撮影条件に係る情報(Exif情報)に加工・編

集を行っていないものとする。

- ・公園、施設及び時期別の整理（フォルダ分け等）は不要とする。なお、受託者が自主的に行う場合はこれを制限しない。

(1) フィルムカメラの場合

- ・ネガ原本。加工・編集を行っていないもの。
- ・各公園とネガが突合できるよう整理して提出する（詳細方法については、担当職員と協議のこと）。

(2) 撮影項目

ア 遊器具点検

(ア) 作業状況：

代表箇所 10 箇所、または担当職員の指示による。

(イ) 判定に関わる写真：

- ① 劣化判定が c1・c2・d または規準判定で「否」と判定された箇所。
- ② 上記①に該当する箇所がない施設（劣化で a、b 及び規準で「合」しかない施設）の場合は全景写真。各施設 1 枚。
- ③ 園名板と点検作業状況の写真。各公園 1 枚（上記①・②いずれの場合も同じ。設置公園確認のため）。

イ 遊器具注油：代表箇所 10 箇所、または担当職員の指示による。

ウ 遊器具修繕：各修繕箇所の着手前・作業状況・完了時。

(3) 写真帳記載事項

- ・公園名
  - ・施設 ID
  - ・施設名
  - ・施設の状況【点検のみ】摩耗、腐食等の劣化や規準不適合の内容など
  - ・判定値【点検のみ】劣化、規準判定値
- ※ 写真帳は、公園ごと、施設種類ごとに整理し提出することを基本とする。

(4) 留意事項

ア 写された写真を明確にするため、次の事項を記入した小黒板（ハンディタイプを含む）を必要に応じて写し込むこと。

○業務名 ○工種 ○撮影月日 ○撮影場所

○立会担当職員名（立会った場合のみ）

イ 作業状況、寸法等の確認、必要な事項について判別ができる写真であること。撮影方法の詳細については、あらかじめ担当職員と協議するものとする。

ウ 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。

エ デジタルカメラにより撮影する場合は、使用前に必ず、カメラ本体の日時設定が正しいか確認を行うこと（Exif 情報の誤記防止のため）。

## **6. 業務報告**

業務報告書は、前週の月曜日から日曜日までの作業日、作業箇所、作業内容、今週の作業予定及び担当職員からの連絡（指示）を記載のうえ、原則として毎週月曜日に担当職員に提出すること。

## <遊器具修繕編>

- (1) 修繕の方法・時期については、担当職員と協議し実施すること。
- (2) 修繕作業は専門技術者の指導・監督のもと実施すること。なお、専門技術者とは、受託者に籍を置く者のうち、一社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士の資格を有する者をいう。
- (3) 作業に必要な遣方、その他施業の基準となる仮施設は、受託者が設置し、担当職員の検査を受けること。
- (4) 業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難であるような箇所については、担当職員の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。
- (5) 撤去指示のあった遊器具について、状態が良好で再利用が可能な部品・部材があった場合は、担当職員に報告し指示を仰ぐこと。
- (6) 部材交換において、原則として製造者の部材を使用すること。製造者の部材を使用しない場合は、担当職員と協議のうえ、これと同等以上の品質を確保した部材を使用すること。
- (7) 修繕内容の報告は、別紙（管理編5及び6）によること。なお、写真帳は各期末までに提出すること。ただし、担当職員から求められた場合は、すみやかに提出すること。

## <遊器具点検・注油編>

(1) 遊器具点検の実施時期は下記期間を目途に、担当職員と協議を行ない実施すること。

1回目：4月上旬～5月上旬 2回目：6月下旬～7月下旬

(2) 点検、判定及び報告書類作成は専門技術者の指導・監督のもと実施すること。なお、専門技術者とは、受託者に籍を置く者のうち、一社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士、または公園施設点検管理士の資格を有するものをいう。

(3) 遊器具点検項目は、以下の通りとする。

### ア 劣化点検

- ① 変形：ゆがみ、たわみ
- ② 部分異常：チェーンのねじれ、金具や締め具の変形やゆるみ、詰め物の脱落
- ③ 部材の異常：ひび、破損、さび、腐食・腐朽、劣化、塗料の剥離
- ④ 遊具の異常：欠損、消失、手すりや踏み板などの部材の欠損・消失、金具や締め具などの消失及び可動部分の回転軸やベアリング・軸受け類の磨耗や変形
- ⑤ 周囲の異常：安全領域内における地面の凹凸、危険物の散乱
- ⑥ 木部の異常：腐朽・ひび割れ・さくれ・欠損・節抜け・磨耗・折れ・ぐらつき・たわみ及び木ねじやボルト等の取付金具周辺部の状態
- ⑦ プラスチック系材料の異常：紫外線による劣化から生じる、欠け、ひび割れ、波うち、湾曲、損傷状態及びFRP材の磨耗による繊維の表面露出、ひび割れ、変形
- ⑧ ブランコの吊り部材のうちロックチェーン又はチェーンの摩耗
- ⑨ ターザンロープ（レールウェイ）の滑車部分、ロープ端末部分の摩耗（分解点検）。
- ⑩ 人研ぎ滑り台のクラック（亀裂幅は問わない）、浮き（打診による異常音）、風化（表面の劣化、荒れ）

### イ 規準点検

次に示す内容について、該当する箇所全てを点検すること。

- ① 施設共通（一般）：ボルト・ナット類による突起がないか
- ② 施設共通（一般）：鋭利な尖端・角・縁がないか
- ③ 施設共通（一般）：落下・転倒が想定される個所に基礎の露出がないか
- ④ 施設共通（安全領域）：くぼみ・石ころなどの障害物がないか
- ⑤ 施設共通（転落・落下）：手すり子の形状
- ⑥ 一方向ぶらんこ（着座部）：スイングクリアランスは350～450mmか
- ⑦ 全方向ぶらんこ（着座部）：スイングクリアランスは400～500mmか
- ⑧ 全方向ぶらんこ（着座部）：着座部が揺れてもスイングクリアランスが変化しない場合は、350～450mmか
- ⑨ 滑台（出発部）：出発部と滑降部との継ぎ目は有害な段差や隙間がないか
- ⑩ ロープウェイ、レールウェイ（滑車部）：指などが容易に滑車に触れることができない

構造となっているか

⑪ 年齢表示シールが貼付されているか（1回目点検時のみ）

ウ 積雪状況点検（冬季）

公園ごとに積雪状況を確認し、雪入れにより遊器具等が破損していないか、また破損の恐れがないか点検し、写真帳にまとめて報告すること。

（4）遊器具点検は、次のとおり判定することとする。

ア 劣化判定（部材ごとに判定する。全部材のうち最低値が当該遊具の劣化判定値となる）

- a ランク：健全であり修繕の必要がない部材
  - b ランク：軽微な劣化（異常）が見られる部材
  - c ランク：
    - ・ c 1：修繕の必要な劣化があるが、使用可能な部材
    - ・ c 2：c 1よりも劣化が進んでおり、使用に耐えない部材。ただし、遊具の使用 자체は可能で、事故に繋がる恐れがないもの。
  - d ランク：著しく劣化した部材、かつ、遊具の使用が事故に繋がる恐れが高いもの。使用禁止措置が必要なもの。
- ※ （3）ア⑧ブランコの吊部材については、残量が目視で概ね初期形状の直径の 60%未満である場合、c 2 ランクとすること。

※

イ 規準判定

点検項目ごとに、適合する場合は「合」、しない場合は「否」として判定する。

※ その他、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S : 2014」に基づく専門技術者による総括的な状況判断を含む。

ウ 塗装判定

塗装の劣化状態を 4 段階【A（良い）・B（普通）・C（悪い）・D（非常に悪い）】で判定する。

（5）受託者は点検完了後、以下のとおり点検報告書等を担当職員へ提出する。なお、提出日は点検完了後 14 日以内を基本とするが、担当職員との協議によること。

ア 劣化判定・規準判定・塗装判定の結果報告書及び写真帳

- ・ 判定結果は、業務着手時に配布する本市指定の点検票（Excel ファイル）に入力し、データで提出すること。なお、入力内容は、併せて配布する記載要領による。
- ・ 写真帳は＜管理編＞5. 写真管理によること。

イ 劣化判定が c 1・c 2・d となった遊具、または規準判定で「否」となった遊具における修繕方法

- ・ 報告書の体裁は任意とする。

(6) 遊器具注油の対象は、ブランコ類、シーソー、グローブジャングル、スカイロープ等のベアリング部や磨耗部とする。ただし、無給油(オイルレス)製品については適宜(回転不良等が確認できる場合)実施することとする。

(7) 遊器具注油は下記期間を目途に、担当職員と協議し実施すること。

1回目： 4月中旬 2回目： 7月中旬

(8) 遊器具注油は下記により行うこと。

ア 注油に用いる材料（グリス等）は、次のことに留意して選定すること。

- ① 雨や気温等の気象状況に影響され、垂れ落ちない
- ② 衣服の付着の洗浄が容易

イ 注油後、遊具に付着している余剰のグリス等は、布でふき取ること。

(別表)建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物分類				処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等		
建設発生土等	土砂	埋立		山口処理場	手)手稲山口 364 TEL 681-3337	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘドロ、泥炭、岩塊(粗大なもの)及び場所杭発生土は不可。</li> <li>搬入土量、期間によって捨土均し費用が必要となるので個別に確認すること。</li> <li>許可(届出)により処理料金は無料</li> </ul>		
				事前協議先:清掃)処理場管理事務所、東)東苗穂2条2丁目 TEL 783-5314				
	自然石	再生		小橋北豊(株)	南)川沿 18 条 1 丁目 3 番 TEL 572-3250	受入条件等については、確認を要する。		
※	一般廃棄物	風倒木 剪定枝 刈り草	最終	株ばんけい リサイクルセンター 定山渓環生舎	南)定山渓 896 番地 3 (本社)TEL 867-2320 TEL 595-2111 FAX 595-2112	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、河川、公園等の維持管理等により発生する風倒木、剪定枝、刈り草等の一般廃棄物を対象とする。</li> <li>長さ 2m 以下、直径 20cm 以下で搬入すること。</li> <li>搬入の際は事前に搬入量等を連絡確認すること。</li> <li>受入期間:月～土曜日の午前 9 時～午後 4 時 45 分まで。</li> <li>※堆肥化して売却</li> </ul>		
建設廃棄物	産業廃棄物	コンクリート塊 アスファルト塊	再生	西堆積場	西)発寒 10 条 14 丁目 1068 番地 3 TEL 669-1234	世紀東急 工業(株)	<p>※処理料金無料 ※再生アスファルトとして売却 ※受け入れ時間は、午前 8 時～午後 5 時 30 分とする。 この時間以外の受け入れについては、いかなる場合も受け入れない。</p>	
				東堆積場	東)東雁来 5 条 1 丁目 1 番 75 号 TEL 783-4589	東亜道路 工業(株)		
		コンクリート塊(無筋・有筋)		札幌リサイクル骨材(株)	東)中沼町 45-26 TEL 792-4087		<ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設の選考にあたり運賃費等を考慮の上決定すること。</li> <li>分別解体により小割りしたもの(コンクリートブロックも可)</li> </ul>	
				小橋北豊(株)	南)川沿 18 条 1 丁目 3 番 TEL 572-3250		※RH入りコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は、札幌リサイクル骨材(株)、札幌環境資材センター、(株)松原産業にて受入可。小橋北豊(株)はRH入りコンクリート塊の受入可。	
				札幌環境 資材センター	手)曙 5 条 5 丁目 110-18 TEL 684-5488			
				(株)松原産業	白)川下 2111-3 TEL 879-6550			
				野田工業(株)	中)盤溪 365 TEL 643-1009		※再生碎石で売却 ※世紀東急工業(株)はストック容量 92t 以下のため、搬入の際は事前確認すること。	
	木くず	中間 処理		世紀東急工業(株)	西)発寒 16 条 12 丁目 1-27 TEL 669-1234		<ul style="list-style-type: none"> <li>受入条件等については、確認を要する。</li> <li>※燃料チップ</li> </ul>	
				城東運輸(株)	北)拓北 6 番 692 TEL 782-8535		<ul style="list-style-type: none"> <li>長さ 2m 程度(セメント付着、タール・防腐剤類塗布物は不可)</li> <li>生木も可(土砂は落とすこと。毒性のもの草・葉は不可)</li> </ul>	
				札幌市ごみ 資源化工場	北)篠路町福移 153 TEL 791-6770		※RDF に再生	

【別表】

(別表)建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設 産業 廃棄物	木 く ず	中間	焼却	発寒清掃工場	西)発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大辺が 50cm 以下のもの (セメント付着、タール、CCA防腐剤類塗布物は不可)</li> <li>丸太木材等は最大径 0.2m 以下</li> </ul>		
				駒岡清掃工場	南)真駒内 602-30 TEL 582-9733			
				白石清掃工場	自)東米里 2170-1 TEL 876-1710			
			破碎	発寒破碎工場	西)発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大辺が 0.5~2.0m 以下のもの (セメント付着、タール・CCA防腐剤類塗布物は不可)</li> <li>丸太木材等は最大径 0.2m 以下</li> <li>剪定枝も受入れ可能(一週間以上、乾燥させること)</li> </ul>		
				篠路破碎工場	北)篠路町福移 153 TEL 791-2516			
				駒岡破碎工場	南)真駒内 602-30 TEL 582-9733			
	汚 泥	中間	再生	オデッサ・テクノス(株)	東)北丘珠 1 条 3 丁目 654 TEL 787-1335	<ul style="list-style-type: none"> <li>無機性の泥土、脱水ケーキ、泥水等</li> <li>玉石交じり泥土は、(株)公清企業で処理可能</li> </ul>		
				(株)大伸	厚別山本 1064-72 TEL 871-2418			
				(株)公清企業	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770			
			脱水 (埋立)	(株)公清企業 (エコパーク)	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機、無機性</li> <li>受入条件等については、確認を要する。</li> </ul> <p>※中間処理施設、最終処理(埋立等)は別事業者に委託</p>		
	廃 (発砲 製品) チック類	中間 (溶融 ・固化)	再生	札幌第一清掃(株)	西)発寒 10 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	<p>※再生原料として売却</p>		
				(有)タイセツ	西)発寒 16 条 13 丁目 3-30 TEL 664-2811			
	廃 質 ・軟 質 ・塩 ビ チック類	中間 (破碎)	焼却 ・埋 立 ・再 生	札幌第一清掃(株)	西)発寒 13 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	<p>※処理後は、焼却後埋立、または再生チックとして売却</p>		
				(株)公清企業	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770			
	廃 チック ・ス タ イ ロ 骨 類			札幌第一清掃(株)	西)発寒 13 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	<p>※処理後は、焼却後埋立、または再生チックとして売却</p>		
				(株)公清企業	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770			
が れ き	最終	埋立	札幌企業産業(有)	南)簾舞 24-1 TEL 596-3644	・コンクリートくず、軽量ブロック、レンガ、モルタル等、土砂も可			

【別表】

(別表) 建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物	産業廃棄物	燃え殻 陶磁器 ガラス 廃石綿等(飛散性アスベスト)	最終	埋立	山口処理場	手稲山口 364 TEL 681-3337	・廃石綿等の受け入れにあたっては、事前に環境局環境対策課に大気汚染防止法に基づく届け出を行っておくこと。
		石膏ボード	中間(破碎) 再生	北清企業(株)	東) 北丘珠 3 条 4 丁目 659-22 TEL 791-1101	・計量できる容器に入る(新材のみ) ・計量は 10kg 単位とする。 ※新築と解体、改修では料金が違うので注意 ※新築(新材)は再生、解体・改修は埋立	
		蛍光管類			(株) 公清企業 東) 中沼町 45-23 TEL 792-3770	・電球 ・蛍光ランプ ・水銀ランプ ・ナトリウムランプ(公清企業は不可) ・割らない状態で排出のこと ※蛍光ランプの直管、サークル管は 1 本約 250g ※再生原料の製造 (破碎後に金属、ガラス、水銀にそれぞれ再生)	
		札幌第一清掃(株)		西) 発寒 13 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	・電球 ・蛍光ランプ ・水銀ランプ ・ナトリウムランプ(公清企業は不可) ・割らない状態で排出のこと ※蛍光ランプの直管、サークル管は 1 本約 250g ※再生原料の製造 (破碎後に金属、ガラス、水銀にそれぞれ再生)		
		北清企業(株)		東) 北丘珠 3 条 4 丁目 659-22 TEL 791-1101	・電球 ・蛍光ランプ ・水銀ランプ ・ナトリウムランプ(公清企業は不可) ・割らない状態で排出のこと ※蛍光ランプの直管、サークル管は 1 本約 250g ※再生原料の製造 (破碎後に金属、ガラス、水銀にそれぞれ再生)		
		金属くず	中間(選別・破碎)	(株) 鈴木商会	西) 発寒 15 条 13 丁目 (西営業所) TEL 662-2211 東) 東雁来町 (東営業所) TEL 875-3540	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ※付着物は除去しておくこと。買い取りの場合もあり。	
		混合廃棄物	焼却・埋立・再生		エコライン(株) 東) 東雁来 262-132 ほか TEL 874-0570	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。  ・紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき、コンクリートくず、ブロック、陶磁器くず、ガラス等の混合廃棄物の選別  ※選別後は、それぞれの品目を処理できる処分業者に処理を委託し、焼却埋立及び再生	
			(株) 公清企業	東) 中沼町 45-23 TEL 792-3770			
			札幌第一清掃(株)	西) 発寒 13 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291			
			丸喜運輸(株)	北) 篠路町 拓北 6-785 TEL 791-1708			
			(有) 丸正北海総業	白) 東米里 2032 TEL 753-4913			
			北清企業(株)	北) 篠路町拓北 6 番地 591、625 TEL 791-1101			
		防水材	中間・最終	角山開発(株)	江別市角山 425-14 TEL 385-2669	・アスファルト防水材は 1m 未満に切断 ・アスファルトルーフィングフェルト類は 1m 未満に切断し空隙の無い状態 ※角山開発(株): 焼却後、埋立 ※㈱協和環境サービス: 直接埋立	
				㈱協和環境サービス	江別市江別太 420 TEL 391-2481		
		非飛散性アスベスト	最終	角山開発(株)	江別市角山 425-14 TEL 385-2669	・石綿含有産業廃棄物(ビニル床タイル含む) ・飛散しないように袋等に詰める	
				㈱協和環境サービス	江別市江別太 420 TEL 391-2481		

【別表】

## 業務協議簿(第回)

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受託者	発議年月日		回答希望日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 報告
業務名						

(内容)

---



---



---



---

添付図 葉、その他添付図書( )

処理・回答者	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他( )
		<input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 _____
受託者	添付図 葉、その他添付図書	【回答】 _____
		【中間】処理・回答日: 【最終】処理・回答日:
	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する。ただし、詳細については別途指示する。
		<input type="checkbox"/> 回答予定日 _____
	添付図 葉、その他添付図書	【回答】 _____
		【中間】処理・回答日: 【最終】処理・回答日:

		係長	業務主任
確認欄	中間時		
	最終時		

		現場代理人		
確認欄	中間時			
	最終時			

# 本業務費内訳書

工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
本業務費							
	遊器具修繕		式	1			第1号 内訳書
	直接業務費計						
		共通仮設費	式	1			諸経費算出調書
		共通仮設費計					
	小計 (純業務費)						
		現場管理費	式	1			諸経費算出調書
	業務原価計						
		一般管理費	式	1			諸経費算出調書
		処理費	式	1			処理費内訳書
	業務委託費						
		消費税等相当額	式	1			諸経費算出調書
	総委託費						

札

幌

市

## 遊器具修繕内訳書

一金 \_\_\_\_\_ 円(原)

名 称	形 質	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
147 遊器具点検・報告書作成	平均12カ所	日	10.84			単算 147
148 遊器具注油		10カ所	204			単算 148
245 精密点検 ターザンロープ精密点検	スライドボックス、ターンバックルボックス	基	7			単算 245
246 精密点検 レールウェイ精密点検	スライドボックス	基	0			単算 246
262 事前打合せ 調査報告		回	2			単算 262
1 ブランコ共通 シャックル取替		個	0			単算 1
2 ブランコ共通 ヘアリングシャックルピン取替		基	4			単算 2
3 大型2人用ブランコ 梁取替 80A		本	1			単算 3
4 大型2人用ブランコ 支柱取替 50A	(基礎共)	本	0			単算 4
5 大型2人用ブランコ 蛙又ソケット取替		個	2			単算 5
6 大型2人用ブランコ 吊金具取替 80A		個	2			単算 6
8 大型2人用ブランコ 吊席取替B(樹脂タイプ座板)		吊	0			単算 8
9 大型2人用ブランコ ロックチェーン取替A	フック付、カギ付、S管付	吊	2			単算 9
10 大型2人用ブランコ ロックチェーン取替B	フックダルマ金具付、カギ付、S管・ダルマ付	吊	0			単算 10
11 大型2人用ブランコ ロックチェーン取替C	ロックチェーンのみ	本	0			単算 11
12 大型2人用ブランコ ロックチェーン取替D	半駒	本	0			単算 12
13 大型2人用ブランコ ロックチェーン修理	曲がり直し	箇所	0			単算 13

名 称	形 質	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
14 大型2人用ブランコ 腰掛取付金具取替	ダルマ金具、ボルト	個	0			単算 14
16 大型2人用ブランコ 腰板取替B(樹脂タイプ座板)		枚	0			単算 16
20 小型2人用ブランコ 梁取替 50A		本	0			単算 20
21 小型2人用ブランコ 支柱取替 40A(基礎共)		本	0			単算 21
22 小型2人用ブランコ 蛙又ソケット取替	A型ソケット、三叉ソケット	個	0			単算 22
23 小型2人用ブランコ 吊金具取替 50A		個	0			単算 23
25 小型2人用ブランコ 吊席取替B(樹脂タイプ座板)		吊	0			単算 25
26 小型2人用ブランコ 吊くさり(フック付)取替		吊	0			単算 26
29 小型2人用ブランコ 腰板取替B(樹脂タイプ座板)		枚	0			単算 29
30 小型2人用ブランコ 吊鎖修理	吊鎖切り詰め	吊	0			単算 30
34 ブランコ安全柵 脚柱取替		本	4			単算 34
35 ブランコ安全柵 コーナー金具取替(三方金具)		個	0			単算 35
36 ブランコ安全柵 エルボ取替		個	4			単算 36
37 ブランコ安全柵 チーズ取替		個	4			単算 37
38 ブランコ安全柵 横管取替A	L=1,600	本	0			単算 38
39 ブランコ安全柵 横管取替B	L=5,500・L=3,600	本	0			単算 39
41 滑台共通 滑走面下り口修理A	浮上直し	箇所	0			単算 41
42 滑台共通 滑走面下り口修理B	下り口加工(基礎共)	箇所	0			単算 42
43 滑台共通 滑走面下り口修理C	基礎据付直し	箇所	0			単算 43
44 滑台共通 滑走面底板修理	プラスチックまぐれ直し	箇所	0			単算 44

名 称	形 質	単位	数 量	单 価	金 額	摘 要
45 滑台共通 支柱取替A		本	1			単算 45
46 滑台共通 支柱取替B			0			単算 46
47 滑台共通 滑走面ステン棒溶接		箇所	1			単算 47
48 滑台共通 ローラー(ストレート) ⌀34*L450			0			単算 48
50 滑台共通 ローラー(ストレート) ⌀34*L590		本	0			単算 50
51 滑台共通 滑走面側面隙間加工			0			単算 51
53 中型滑台 踊場縞鋼板取替		基	0			単算 53
55 中型滑台 手摺取替			0			単算 55
56 中型滑台 滑走面取替A	3m(プラスチック張)	面	0			単算 56
57 中型滑台 滑走面取替B	3m(ステンレス張)		0			単算 57
58 中型滑台 滑走面取替C	3m(FRP)	面	0			単算 58
59 中型滑台 滑走面底板張替A	3m(プラスチック張)		0			単算 59
60 中型滑台 滑走面底板張替B	3m(ステンレス張)	面	0			単算 60
61 中型滑台 滑走面修理A	フレーム取替		0			単算 61
62 中型滑台 滑走面修理B	側面張替	面	0			単算 62
63 中型滑台 滑走面修理C	曲り直し		0			単算 63
64 大一流型滑台 踊場取替		基	0			単算 64
65 大一流型滑台 踊場縞鋼板取替			0			単算 65
66 大一流型滑台 踊場取替		基	0			単算 66
67 大一流型滑台 踊場縞鋼板取替			0			単算 67

名 称	形 質	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
69 大一流型滑台 手摺取替		組	1			単算 69
70 大一流型滑台 滑走面取替A	4m(プラスチック張)	面	0			単算 70
71 大一流型滑台 滑走面取替B	4m(ステンレス張)	面	0			単算 71
72 大一流型滑台 滑走面取替C	4m(FRP)	面	0			単算 72
73 大一流型滑台 滑走面底板張替A	4m(プラスチック張)	面	0			単算 73
74 大一流型滑台 滑走面底板張替B	4m(ステンレス張)	面	0			単算 74
75 大一流型滑台 滑走面修理A	フレーム取替	面	0			単算 75
76 大一流型滑台 滑走面修理B	側面取替	面	0			単算 76
77 大一流型滑台 滑走面修理C	曲り直し	面	0			単算 77
78 鉄棒共通 端ソケット取替		個	2			単算 78
79 鉄棒共通 中間ソケット取替		個	2			単算 79
80 鉄棒共通 バー取替		本	2			単算 80
81 鉄棒共通 支柱取替(基礎共)		本	2			単算 81
82 鉄棒共通 基礎修理	基礎据付け直し	本	0			単算 82
83 複列シーソー 梁取替 50A		本	1			単算 83
84 複列シーソー 端ソケット取替A	複列シーソー(桧)	個	0			単算 84
85 複列シーソー 端ソケット取替B	複列シーソー(FRP)	個	0			単算 85
86 複列シーソー 板取替A	板(金具付)取替 複列シーソー(桧)	枚	1			単算 86
87 複列シーソー 板取替B	桧板(板のみ)取替 複列シーソー(桧)	枚	0			単算 87
88 複列シーソー 板取替C	板(金具付)取替 複列シーソー(FRP)	枚	0			単算 88

名 称	形 質	単位	数 量	单 價	金 額	摘要
89 複列シーソー センター金具取替A	複列シーソー(桧)	個	0			単算 89
90 複列シーソー センター金具取替B	複列シーソー(FRP)	個	0			単算 90
92 複列シーソー ゴムストッパー取付		個	0			単算 92
93 複列シーソー ゴムストッパー修理	据付直し	個	0			単算 93
94 複列シーソー 基礎修理	据付直し	基	0			単算 94
95 複列シーソー ハンドル取替		組	0			単算 95
96 複列シーソー 板止めカラー位置直し	据付直し	基	0			単算 96
97 複列シーソー 仕様変更(複列から単列)		基	0			単算 97
98 複列シーソー 支柱取替(基礎付50A)		本	0			単算 98
99 太鼓梯子 センター金具取替		個	0			単算 99
100 山形雲梯 中間ソケット取替		個	0			単算 100
101 山形雲梯 端ソケット取替		個	0			単算 101
102 ベンチ類 腰板取替A(取付金具含)	L=1.2m 30×85×1,200 背付ベンチ(ラワン)	枚	0			単算 102
103 ベンチ類 腰板取替B(取付金具含)	L=1.5m 35×90×1,500 背なしベンチ(ラワン)	枚	20			単算 103
104 ベンチ類 腰板取替C(取付金具含)	L=1.8m 30×85×1,800 背付ベンチ(桧)	枚	0			単算 104
105 ベンチ類 腰板取替D(取付金具含)	L=1.8m 45×50×1,800 背なしベンチ(桧)	枚	0			単算 105
106 ベンチ類 腰板取替E(取付金具含)	L=2.0m 40×60×2,000 背付・背なしベンチ(米桼)	枚	0			単算 106
107 ベンチ類 腰板取替F(取付金具含)	L=500mm以下 背付・背なしベンチ(ラワン)	枚	0			単算 107
108 ベンチ類 腰板取替G(取付金具含)	L=700mm以下 背付・背なしベンチ(ラワン)	枚	0			単算 108
109 ベンチ類 腰板取替H(取付金具含)	L=900mm以下 背付・背なしベンチ(ラワン)	枚	0			単算 109

名 称	形 質	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
110 ベンチ類 腰板取替I(取付金具付)	35×100×1,500 縁台(ラワン)	枚	0			単算 110
111 ベンチ類 腰板取替J(取付金具付)	L=1.8以内 廃プラ再利用タイプ ベンチ共通	枚	10			単算 111
112 ベンチ類 腰板取替K(取付金具付)	L=2.4以内 廃プラ再利用タイプ ベンチ共通	枚	0			単算 112
113 ベンチ類 据付直しA	ベンチ共通	基	0			単算 113
114 ベンチ類 据付直しB	縁台(ラワン)	基	0			単算 114
115 ベンチ類 据付直しC	円形・六角スツール	基	0			単算 115
116 園名板 板面取替A		基	0			単算 116
117 園名板 板面取替B		枚	0			単算 117
118 園名板 脚柱取替A(基礎再利用)		基	0			単算 118
119 園名板 脚柱取替B(基礎再利用)		基	0			単算 119
120 園名板 ガイダック板取替		枚	0			単算 120
121 園名板 裏面鉄板取替		枚	0			単算 121
122 園名板 ポリカーボネートカバー取替		枚	0			単算 122
123 園名板 脚柱倒れ直し		基	0			単算 123
124 園名板 基礎据付直し		基	0			単算 124
125 園名板 園名板取替A(基礎再利用型)		基	0			単算 125
126 園名板 園名板取替B(基礎再利用型)		基	0			単算 126
127 園名板 園名板附帶プレート取替	公園管理者名記載用	箇所	0			単算 127
128 注意看板 注意看板設置A	ポリカーボネイト+ガイダック板 450×600 文字印刷4色以内 基礎(300×300×300PC)有	基	0			単算 128
129 注意看板 注意看板設置B	ポリカーボネイト+ガイダック板 600×900 文字印刷5色以内 基礎(300×300×300PC)有	基	0			単算 129

名 称	形 質	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
130 注意看板 注意看板設置C	亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装 450×600 文字書き込み60文字以内 基礎(400×400×350PC)有	基	0			単算 130
131 注意看板 注意看板設置D	亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装 600×900 文字書き込み100文字以内 基礎(400×400×300PC)有	基	0			単算 131
132 注意看板 注意看板設置E	亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装 600×450 文字書き込み60文字以内 土中立て込み	基	0			単算 132
133 注意看板 注意看板取替A(板面のみ)		枚	0			単算 133
134 注意看板 注意看板取替B(板面のみ)		枚	0			単算 134
135 注意看板 注意看板取替C(板面のみ)		枚	0			単算 135
136 注意看板 注意看板取替D(板面のみ)		枚	0			単算 136
137 注意看板 注意看板取替E(板面のみ)		枚	0			単算 137
143 注意看板 支柱取替A(基礎共)	450*600用 2本支柱	本	0			単算 143
144 注意看板 支柱取替B(基礎共)	600*900用 2本支柱	本	0			単算 144
145 注意看板 支柱取替C(基礎共)	単柱用	本	0			単算 145
146 注意看板 基礎据付直し		基	0			単算 146
149 木製遊具類 木製遊具材料費A	L=3.6m以内 米梅 防腐注入 ・各種加工・塗装込み	m3	1.50			単算 149
150 木製遊具類 木製遊具材料費B	L=5.4m以内 米梅 防腐注入 ・各種加工・塗装込み	m3	1.50			単算 150
151 木製遊具類 支柱取替手間A	四阿・ターサンロープ・屋根付施設類	本	0			単算 151
152 木製遊具類 支柱取替手間B	パイプ式遊器具類	本	0			単算 152
153 木製遊具類 支柱取替手間C	ボルト式遊器具類	本	0			単算 153
154 木製遊具類 支柱取替手間D	低支柱 L=1200	本	0			単算 154
155 木製遊具類 梁・桁・横木取替手間A	受材、ボルト式遊器具類	本	0			単算 155
156 木製遊具類 梁・桁・横木取替手間B	藤棚、パイプ式・ほぞ式遊具類	本	0			単算 156

名 称	形 質	単位	数 量	单 価	金 額	摘要
157 木製遊具類 梁・桁・横木取替手間C	ターサンロープ・ネット型遊具類	本	0			単算 157
158 木製遊具類 板材取替手間A	床板、特殊ベンチ板、化粧板、格子類	枚	0			単算 158
159 木製遊具類 板材取替手間B	L=900以内	枚	0			単算 159
160 木製遊具類 支柱基礎取替A	400×400×450	基	0			単算 160
161 木製遊具類 支柱基礎取替B	500×500×550	基	0			単算 161
162 木製遊具類 支柱基礎取替C	500×800×550	基	0			単算 162
163 木製遊具類 支柱基礎取替D	300×300×550	基	0			単算 163
164 木製遊具類 支柱基礎取替E	400×400×550	基	0			単算 164
165 木製遊具類 基礎再利用目的掘削	コンクリートブロック穴 再利用掘削	箇所	0			単算 165
166 遊具撤去 遊具撤去A	(小型2人用ブランコ)	基	0			単算 166
167 遊具撤去 遊具撤去B	(小型2人用安全柵)	基	0			単算 167
168 遊具撤去 遊具撤去C	(大型2人用ブランコ)	基	0			単算 168
169 遊具撤去 遊具撤去D	(大型2人用安全柵)	基	0			単算 169
170 遊具撤去 遊具撤去E	(複列シーソー)	基	0			単算 170
171 遊具撤去 遊具撤去F	(大一流型滑台)	基	0			単算 171
172 遊具撤去 遊具撤去G	(放射型滑台)	基	0			単算 172
173 遊具撤去 遊具撤去H	(中型滑台)	基	0			単算 173
174 遊具撤去 遊具撤去I	(四間鉄棒)	基	0			単算 174
175 遊具撤去 遊具撤去J	(三間中鉄棒)	基	0			単算 175
176 遊具撤去 遊具撤去K	(太鼓梯子)	基	0			単算 176

名 称	形 質	単位	数 量	单 價	金 額	摘要
177 遊具撤去 遊具撤去L	(山型雲梯)	基	0			単算 177
178 遊具撤去 遊具撤去M	(看板類)	基	0			単算 178
179 遊具撤去 遊具撤去N	(背付ベンチ)	基	0			単算 179
180 遊具撤去 遊具撤去O	(縁台・ラワン)	基	0			単算 180
181 遊具撤去 遊具撤去P	(縁台・米摺)	基	0			単算 181
182 遊具撤去 遊具撤去Q	(ツール)	基	0			単算 182
183 遊具撤去 遊具撤去R	(車止)	基	0			単算 183
184 スプリング遊具 スプリング取替A	ニット製品	基	0			単算 184
186 スプリング遊具 スプリング取替C	コンパン製品	基	2			単算 186
187 スプリング遊具 スプリング取付金具取替A	ニット製品	基	0			単算 187
189 スプリング遊具 スプリング取付金具取替C	コンパン製品	基	2			単算 189
190 スプリング遊具 スプリングベース取替A	ニット製品	基	0			単算 190
192 スプリング遊具 ゴム製手摺及び足掛け取付		本	0			単算 192
193 スプリング遊具 ブルーバー(短)取替		本	0			単算 193
194 スプリング遊具 ブルーバー(長)取替		本	0			単算 194
195 グローブジャングル 基礎据付直し		基	0			単算 195
196 グローブジャングル 横管取替	R管、直管	本	0			単算 196
197 グローブジャングル 縦管取替	R管	本	0			単算 197
198 グローブジャングル スラスト板取替		枚	0			単算 198
199 ターザンロープ ワイヤーロープ取替	25m内 φ10~15内 ワイヤーカリップ・クッションゴム含む	連	0			単算 199

名 称	形 質	単位	数 量	单 價	金 額	摘要
200 ターザンロープ 吊ロープ取替		本	0			単算 200
201 車止 車止(上物)取替A	人造石・角型	基	0			単算 201
202 車止 車止(上物)取替B	パンダ・ゾウ	基	0			単算 202
204 車止 車止(上物)取替D	木製A型	基	0			単算 204
205 車止 車止(上物)取替E	木製B型	基	0			単算 205
206 車止 基礎据付直し		基	0			単算 206
207 遊器具共通 ボルト・ナット取替A	ベンチ類	箇所	0			単算 207
208 遊器具共通 ボルト・ナット取替B	鋼製遊具類	箇所	0			単算 208
209 遊器具共通 ボルト・ナット取替C	木製遊具類	箇所	0			単算 209
210 遊器具共通 ボルト締付直しA(増締め)	コンビネーション、木製遊具類	基	0			単算 210
211 遊器具共通 ボルト締付直しB(増締め)	ベンチ類(小型遊器具類)	基	0			単算 211
212 遊器具共通 鋼管類支柱穴あけ	鋼管内部腐食対応(水抜き穴)	本	0			単算 212
213 遊器具共通 鋼管類 部分溶接取替A	32A内×1000mm以内	本	0			単算 213
214 遊器具共通 鋼管類 部分溶接取替B	50A内×1000mm以内	本	0			単算 214
215 遊器具共通 鋼板類腐食部 部分溶接仕上		箇所	0			単算 215
216 遊器具共通 FRP部分補修A	割れ200mm内、穴 φ 20mm内外	箇所	0			単算 216
217 遊器具共通 FRP部分補修B	割れ500mm内、穴 φ 50mm内外	箇所	0			単算 217
218 遊器具共通 FRP部分補修C	割れ800mm内、穴 φ 100mm内外	箇所	0			単算 218
219 遊器具共通 鋼管類曲がり直しA	32A以内	箇所	0			単算 219
220 遊器具共通 鋼管類曲がり直しB	40A以内	箇所	0			単算 220



名 称	形 質	単位	数 量	単 価	金 額	摘要
241 ゴムチップマット ゴムチップマット設置B	(1000mm×1000mm)	枚	0			単算 241
242 塗装 塗装塗替(鉄部)	ポリウレタン樹脂系塗装	m <sup>2</sup>	0.00			単算 242
243 塗装 塗装塗替(木部)	合成樹脂調合ペイント	m <sup>2</sup>	0.00			単算 243
244 塗装 塗装塗替(コンクリート部)	ポリウレタン樹脂系塗装	m <sup>2</sup>	0.00			単算 244
247 中型滑台 階段セット取替(新型)		組	0			単算 247
248 中型滑台 踊場取替(新型)		基	0			単算 248
249 大一流型滑台 階段セット取替(新型)		組	0			単算 249
250 遊具共通 年齢表示シール貼り付け		枚	0			単算 250
261 緊急対応 緊急対応出勤(休日)		ヶ所	0			単算 261
			0			
			0			
			0			
			0			
			0			
			0			
			0			
			0			
			0			
			0			
			0			
			0			
			0			
合 計						
	札 幌 市					

## 廃棄物処理費一式内訳書

原 一金

円也

工種	形質	数量 単位		単価	金額	摘要
処理費	コンクリート塊・無筋	原	5 t	円	円	
		新				
処理費	木くず	原	5 t	円	円	
		新				
		原				
		新				
		原				
		新				
		原				
		新				
		原				
		新				
		原				
		新				
		原				
		新				
		原				
		新				
		原				
		新				
		原				
		新				
計		原			円	
		新				

## 令和2年度 総合維持遊器具編 参考単価（金抜き）

## 令和2.2 単価・歩掛使用

## 経費率

1

番号	名称・規格	単位	金額	積算の基礎	経費率	備考
1	ブランコ共通 シャックル取替	個		フックヘアリングシャックル 1 個 × 円 = 円 特殊作業員 0.05 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円		
2	ブランコ共通 ヘアリングシャックルピン取替	基		ローラーヘアリング オイルレスヘアリング 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0.4 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円		
3	大型2人用ブランコ 梁取替 80A	本		梁 80A 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円  計 円		
4	大型2人用ブランコ 支柱取替 50A (基礎共)	本		支柱取替 50A 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円  計 円		
5	大型2人用ブランコ 蛙又ソケット取替	個		A型ソケット、三叉ソケット 1 個 × 円 = 円 特殊作業員 0.4 人 × 円 = 円 普通作業員 0.4 人 × 円 = 円  計 円		
6	大型2人用ブランコ 吊金具取替 80A	個		吊金具 80A 1 個 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円		
7						欠番
8	大型2人用ブランコ 吊席取替B(樹脂タイプ座板)	吊		吊席(樹脂タイプ座板) 1 吊 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.05 人 × 円 = 円  計 円		
9	大型2人用ブランコ ロックチェーン取替A フック付、カギ付、S管付	吊		ロックチェーン(フック付) 1 吊 × 円 = 円 特殊作業員 0.2 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円		
10	大型2人用ブランコ ロックチェーン取替B フックダルマ金具付、カギ付、S管・ダルマ付	吊		ロックチェーン(フックダルマ金具付) 1 吊 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円		
11	大型2人用ブランコ ロックチェーン取替C ロックチェーンのみ	本		ロックチェーン 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円		
12	大型2人用ブランコ ロックチェーン取替D 半駒	本		ロックチェーン(半駒) 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円		
13	大型2人用ブランコ ロックチェーン修理 曲がり直し	箇所		特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.05 人 × 円 = 円  計 円		材料費なし
14	大型2人用ブランコ 腰掛け工具取替 ダルマ金具、ボルト	個		ダルマ金具 1 個 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円		
15						欠番
16	大型2人用ブランコ 腰板取替B(樹脂タイプ座板)	枚		腰板(樹脂タイプ座板) 1 枚 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円		

番号	名称・規格	単位	金額	積算の基礎	備考
17					欠番
18					欠番
19					欠番
20	小型2人用ブランコ 梁取替 50A	本		梁 50A 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.2 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円 計 円	
21	小型2人用ブランコ 支柱取替 40A（基礎共）	本		支柱 40A 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0.3 人 × 円 = 円 計 円	
22	小型2人用ブランコ 蛙又ソケット取替 A型ソケット、三叉ソケット	個		蛙又ソケット 1 個 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円 計 円	
23	小型2人用ブランコ 吊金具取替 50A	個		吊金具 50A 1 個 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円 計 円	
24					欠番
25	小型2人用ブランコ 吊席取替B(樹脂タイプ座板)	吊		吊席(樹脂タイプ座板) 1 吊 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.05 人 × 円 = 円 計 円	
26	小型2人用ブランコ 吊くさり(フック付)取替	吊		吊くさり(フック付) 1 吊 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円 計 円	
27					欠番
28					欠番
29	小型2人用ブランコ 腰板取替B(樹脂タイプ座板)	枚		腰板(樹脂タイプ座板) 1 枚 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円 計 円	
30	小型2人用ブランコ 吊鎖修理 吊鎖切り詰め	吊		雑材料 1 吊 × 円 = 円 特殊作業員 0.2 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円 計 円	
31					欠番
32					欠番

## 令和2年度 総合維持遊器具編 参考単価（金抜き）

## 令和2.2 単価・歩掛使用

## 経費率

1

番号	名称・規格	単位	金額	積算の基礎	備考
33					欠番
34	プランコ安全柵 脚柱取替	本		脚柱 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.4 人 × 円 = 円 普通作業員 0.4 人 × 円 = 円  計 円	
35	プランコ安全柵 コーナー金具取替(三方金具)	個		コーナー金具 1 個 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円	
36	プランコ安全柵 エルボ取替	個		エルボ 1 個 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円	
37	プランコ安全柵 チーズ取替	個		チーズ 1 個 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円	
38	プランコ安全柵 横管取替A L=1,600	本		横管L=1,600 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0.3 人 × 円 = 円  計 円	
39	プランコ安全柵 横管取替B L=5,500・L=3,600	本		横管L=5,500・3,600 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.4 人 × 円 = 円 普通作業員 0.4 人 × 円 = 円  計 円	
40					欠番
41	滑台共通 滑走面下り口修理A 浮上直し	箇所		雑材料 1 箇所 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円  計 円	
42	滑台共通 滑走面下り口修理B 下り口加工(基礎共)	箇所		滑走面下り口加工(基礎共) 1 箇所 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円  計 円	
43	滑台共通 滑走面下り口修理C 基礎据付直し	箇所		雑材料 1 箇所 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円  計 円	
44	滑台共通 滑走面底板修理 プラスチックまくれ直し	箇所		雑材料 1 箇所 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円	
45	滑台共通 支柱取替A	本		支柱4本型(基礎付) 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.2 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円  計 円	
46	滑台共通 支柱取替B	本		単柱型(基礎付) 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.5 人 × 円 = 円 普通作業員 0.5 人 × 円 = 円  計 円	
47	滑台共通 滑走面ステン棒溶接	箇所		滑走面ステン棒溶接(面底ステン棒溶接) 1 箇所 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0 人 × 円 = 円  計 円	
48	滑台共通 ローラー(ストレート) C 34*L450 SUS	本		ローラー ストレート C 34*L450 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.05 人 × 円 = 円  計 円	

## 令和2年度 総合維持遊器具編 参考単価（金抜き）

## 令和2.2 単価・歩掛使用

## 経費率

1

番号	名称・規格	単位	金額	積算の基礎			備考
49							欠番
50	滑台共通 ローラー(ストレート) C 34*L590	本		ローラー ストレート C 34*L590 特殊作業員 1 本 × 円 = 普通作業員 0 人 × 円 = 0.05 人 × 円 =	円 =	円 =	
51	滑台共通 滑走面側面隙間加工	面		材料費 特殊作業員 1 面 × 円 = 普通作業員 0.6 人 × 円 = 0.4 人 × 円 =	円 =	円 =	
52				計		円	欠番
53	中型滑台 踊場縞鋼板取替	基		踊場縞鋼板 特殊作業員 1 基 × 円 = 普通作業員 0.2 人 × 円 = 0.2 人 × 円 =	円 =	円 =	
54				計		円	欠番
55	中型滑台 手摺取替	組		手摺 特殊作業員 1 組 × 円 = 普通作業員 0.1 人 × 円 = 0.1 人 × 円 =	円 =	円 =	
56	中型滑台 滑走面取替A 3m(プラスチック張)	面		プラスチック張滑走面3m 特殊作業員 1 面 × 円 = 普通作業員 0.2 人 × 円 = 0.2 人 × 円 =	円 =	円 =	
57	中型滑台 滑走面取替B 3m(ステンレス張)	面		ステンレス張滑走面3m 特殊作業員 1 面 × 円 = 普通作業員 0.2 人 × 円 = 0.2 人 × 円 =	円 =	円 =	
58	中型滑台 滑走面取替C 3m(FRP)	面		FRP滑走面3m 特殊作業員 1 面 × 円 = 普通作業員 0.2 人 × 円 = 0.2 人 × 円 =	円 =	円 =	
59	中型滑台 滑走面底板張替A 3m(プラスチック張)	面		プラスチック張滑走面底板3m 特殊作業員 1 面 × 円 = 普通作業員 0.6 人 × 円 = 0.3 人 × 円 =	円 =	円 =	
60	中型滑台 滑走面底板張替B 3m(ステンレス張)	面		ステンレス張滑走面底板3m 特殊作業員 1 面 × 円 = 普通作業員 0.6 人 × 円 = 0.6 人 × 円 =	円 =	円 =	
61	中型滑台 滑走面修理A フレーム取替	面		滑走面フレーム 特殊作業員 1 面 × 円 = 普通作業員 0.8 人 × 円 = 0.6 人 × 円 =	円 =	円 =	
62	中型滑台 滑走面修理B 側面張替	面		滑走面側面 特殊作業員 1 面 × 円 = 普通作業員 0.7 人 × 円 = 0.4 人 × 円 =	円 =	円 =	
63	中型滑台 滑走面修理C 曲り直し	面		滑走面曲り直し 特殊作業員 1 面 × 円 = 普通作業員 0.7 人 × 円 = 0.4 人 × 円 =	円 =	円 =	
64	大一流型滑台 踊場取替	基		踊り場 特殊作業員 1 基 × 円 = 普通作業員 0.2 人 × 円 = 0.2 人 × 円 =	円 =	円 =	
				計		円	

## 令和2年度 総合維持遊器具編 参考単価（金抜き）

## 令和2.2 単価・歩掛使用

## 経費率

1

番号	名称・規格	単位	金額	積算の基礎	経費率	備考
65	大一流型滑台 踊場縞鋼板取替	基		踊場縞鋼板 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0.3 人 × 円 = 円 計 円		
66	放射型滑台 踊場取替	基		踊場縞鋼板 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0.3 人 × 円 = 円 計 円		
67	放射型滑台 踊場縞鋼板取替	基		踊場縞鋼板 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0.4 人 × 円 = 円 普通作業員 0.4 人 × 円 = 円 計 円		
68						欠番
69	大一流・放射型滑台 手摺取替	組		手摺 1 組 × 円 = 円 特殊作業員 0.1 人 × 円 = 円 普通作業員 0.1 人 × 円 = 円 計 円		
70	大一流・放射型滑台 滑走面取替A 4m(プラスチック張)	面		プラスチック張滑走面4m 1 面 × 円 = 円 特殊作業員 0.2 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円 計 円		
71	大一流・放射型滑台 滑走面取替B 4m(ステンレス張)	面		ステンレス張滑走面4m 1 面 × 円 = 円 特殊作業員 0.2 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円 計 円		
72	大一流・放射型滑台 滑走面取替C 4m(FRP)	面		FRP滑走面4m 1 面 × 円 = 円 特殊作業員 0.2 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円 計 円		
73	大一流・放射型滑台 滑走面底板張替A 4m(プラスチック張)	面		プラスチック張滑走面底板 4m 1 面 × 円 = 円 特殊作業員 0.6 人 × 円 = 円 普通作業員 0.4 人 × 円 = 円 計 円		
74	大一流・放射型滑台 滑走面底板張替B 4m(ステンレス張)	面		ステンレス張滑走面底板 4m 1 面 × 円 = 円 特殊作業員 0.6 人 × 円 = 円 普通作業員 0.6 人 × 円 = 円 計 円		
75	大一流・放射型滑台 滑走面修理A フレーム取替	面		滑走面フレーム 1 面 × 円 = 円 特殊作業員 0.8 人 × 円 = 円 普通作業員 0.6 人 × 円 = 円 計 円		
76	大一流・放射型滑台 滑走面修理B 側面取替	面		滑走面側面 1 面 × 円 = 円 特殊作業員 0.8 人 × 円 = 円 普通作業員 0.6 人 × 円 = 円 計 円		
77	大一流・放射型滑台 滑走面修理C 曲り直し	面		滑走面 1 面 × 円 = 円 特殊作業員 0.7 人 × 円 = 円 普通作業員 0.4 人 × 円 = 円 計 円		
78	鉄棒共通 端ソケット取替	個		端ソケット 1 個 × 円 = 円 特殊作業員 0.2 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円 計 円		
79	鉄棒共通 中間ソケット取替	個		中間ソケット 1 個 × 円 = 円 特殊作業員 0.2 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円 計 円		
80	鉄棒共通 バー取替	本		バー 1 本 × 円 = 円 特殊作業員 0.3 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円 計 円		

## 令和2年度 総合維持遊器具編 参考単価（金抜き）

## 令和2.2 単価・歩掛使用

## 経費率

1

番号	名称・規格	単位	金額	積算の基礎	経費率	備考
81	鉄棒共通 支柱取替(基礎共)	本		支柱(基礎共) 特殊作業員 0.2 人 × 普通作業員 0.3 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
82	鉄棒共通 基礎修理 基礎据付け直し	本		雑材料 特殊作業員 0.2 人 × 普通作業員 0.2 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
83	複列シーソー 梁取替 50A	本		梁 50A 特殊作業員 0.2 人 × 普通作業員 0 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
84	複列シーソー(桧) 端ソケット取替A	個		端ソケット 特殊作業員 0.1 人 × 普通作業員 0 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
85	複列シーソー(FRP) 端ソケット取替B	個		端ソケット 特殊作業員 0.1 人 × 普通作業員 0 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
86	複列シーソー(桧) 板取替A 板(金具付)取替	枚		板(金具付) 特殊作業員 0 人 × 普通作業員 0.1 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
87	複列シーソー(桧) 板取替B 桧板(板のみ)取替	枚		板(板のみ) 特殊作業員 0.7 人 × 普通作業員 0 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
88	複列シーソー(FRP) 板取替C 板(金具付)取替	枚		板(金具付) 特殊作業員 0 人 × 普通作業員 0.1 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
89	複列シーソー(桧) センター金具取替A	個		センター金具(桧用) 特殊作業員 0.1 人 × 普通作業員 0 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
90	複列シーソー(FRP) センター金具取替B	個		センター金具(FRP用) 特殊作業員 0.1 人 × 普通作業員 0 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
91	複列シーソー ゴムストッパー取付	個		ゴムストッパー 特殊作業員 0 人 × 普通作業員 0.2 人 × 計	円 = 円 = 円 =	欠番
92	複列シーソー ゴムストッパー修理 据付直し	個		特殊作業員 0 人 × 普通作業員 0.1 人 × 計	円 = 円 = 円 =	材料費なし
93	複列シーソー 基礎修理 据付直し	基		雑材料 特殊作業員 0.7 人 × 普通作業員 0.7 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
94	複列シーソー ハンドル取替	組		ハンドル 特殊作業員 0.1 人 × 普通作業員 0 人 × 計	円 = 円 = 円 =	
95	複列シーソー 板止めカラー位置直し 据付直し	基		特殊作業員 0 人 × 普通作業員 0.1 人 × 計	円 = 円 = 円 =	材料費なし



## 令和2年度 総合維持遊器具編 参考単価（金抜き）

## 令和2.2 単価・歩掛使用

## 経費率

1

番号	名称・規格	単位	金額	積算の基礎	経費率	備考
113	ベンチ共通 据付直しA	基		雑材料 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円  計 円		
114	縁台(ラワン) 据付直しB	基		雑材料 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.5 人 × 円 = 円  計 円		
115	円形・六角スツール 据付直しC	基		雑材料 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0.2 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円  計 円		
116	園名板(札公型A) 板面取替A	基		園名板板面(札公型A) 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.4 人 × 円 = 円  計 円		
117	園名板(札公型B) 板面取替B	枚		園名板板面(札公型B) 1 枚 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.4 人 × 円 = 円  計 円		
118	園名板(札公型A) 脚柱取替A(基礎再利用)	基		脚柱(札公型A) 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0.2 人 × 円 = 円 普通作業員 0.3 人 × 円 = 円  計 円		
119	園名板(札公型B) 脚柱取替B(基礎再利用)	基		脚柱(札公型B) 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.5 人 × 円 = 円  計 円		
120	園名板(札公型) ガイダック板取替	枚		ガイダック板 1 枚 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.3 人 × 円 = 円  計 円		
121	園名板(札公型) 裏面鉄板取替	枚		裏面鉄板 1 枚 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.3 人 × 円 = 円  計 円		
122	園名板(札公型) ポリカーボネートカバー取替	枚		ポリカーボネートカバー 1 枚 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.3 人 × 円 = 円  計 円		
123	園名板(札公型) 脚柱倒れ直し	基		雑材料 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.1 人 × 円 = 円  計 円		
124	園名板(札公型) 基礎据付直し	基		雑材料 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円  計 円		
125	園名板(札公型A) 園名板取替A(基礎再利用型)	基		園名板A(基礎再利用型) 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.5 人 × 円 = 円  計 円		
126	園名板(札公型B) 園名板取替B(基礎再利用型)	基		園名板B(基礎再利用型) 1 基 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.5 人 × 円 = 円  計 円		
127	園名板(札公型) 園名板附帯プレート取替 公園管理者名記載用	箇所		園名板附帯プレート 1 箇所 × 円 = 円 特殊作業員 0 人 × 円 = 円 普通作業員 0.2 人 × 円 = 円  計 円		

## 令和2年度 総合維持遊器具編 参考単価（金抜き）

## 令和2.2 単価・歩掛使用

## 経費率

1

番号	名称・規格	単位	金額	積算の基礎	経費率	備考
128	注意看板設置 注意看板設置A ポリカーボネイト+ガイドック板 450×600 文字印刷4色以内 基礎(300×300×300PC)有	基		材料費 特殊作業員 普通作業員	1 基 × 円 = 円 0.2 人 × 円 = 円 0.2 人 × 円 = 円	
129	注意看板設置 注意看板設置B ポリカーボネイト+ガイドック板 600×900 文字印刷5色以内 基礎(300×300×300PC)有	基		計		
130	注意看板設置 注意看板設置C 亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装 450×600 文字書き込み60文字以内 基礎(400×400×350PC)有	基		材料費 特殊作業員 普通作業員	1 基 × 円 = 円 0.2 人 × 円 = 円 0.2 人 × 円 = 円	
131	注意看板設置 注意看板設置D 亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装 600×900 文字書き込み100文字以内 基礎(400×400×300PC)有	基		計		
132	注意看板設置 注意看板設置E 亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装 600×450 文字書き込み60文字以内 土中立て込み	基		材料費 特殊作業員 普通作業員	1 基 × 円 = 円 0.2 人 × 円 = 円 0.2 人 × 円 = 円	
133	注意看板 注意看板取替A(板面のみ)	枚		注意看板A 特殊作業員 普通作業員	1 枚 × 円 = 円 0 人 × 円 = 円 0.15 人 × 円 = 円	
134	注意看板 注意看板取替B(板面のみ)	枚		計		
135	注意看板 注意看板取替C(板面のみ)	枚		注意看板B 特殊作業員 普通作業員	1 枚 × 円 = 円 0 人 × 円 = 円 0.15 人 × 円 = 円	
136	注意看板 注意看板取替D(板面のみ)	枚		計		
137	注意看板 注意看板取替E(板面のみ)	枚		注意看板C 特殊作業員 普通作業員	1 枚 × 円 = 円 0 人 × 円 = 円 0.15 人 × 円 = 円	
138				計		欠番

番号	名称・規格	単位	金額	積算の基礎	備考
139					欠番
140					欠番
141					欠番
142					欠番
143	注意看板 支柱取替A(基礎共) 450*600用 2本支柱	本		注意看板用支柱A 特殊作業員 1 本 × 円 = 普通作業員 0.4 人 × 円 = 計 円	
144	注意看板 支柱取替B(基礎共) 600*900用 2本支柱	本		注意看板用支柱B 特殊作業員 1 本 × 円 = 普通作業員 0.4 人 × 円 = 計 円	
145	注意看板 支柱取替C(基礎共) 単柱用	本		注意看板用支柱C 特殊作業員 1 本 × 円 = 普通作業員 0.2 人 × 円 = 計 円	
146	注意看板 基礎据付直し	基		雑材料 特殊作業員 1 基 × 円 = 普通作業員 0 人 × 円 = 計 円	
147	遊器具点検・報告書作成 平均12力所	日		特殊作業員 1.0 人 × 円 = 普通作業員 1.0 人 × 円 = ライトパン1500CC損料 3 h × 円 = ガソリン 8.7 L × 円 = 計 円	
148	遊器具注油	10力所		普通作業員 0.15 人 × 円 = 諸雑費 0.1 × 円 = 計 円	
149	木製遊具類 木製遊具材料費A L=3.6m以内 米桙 防腐注入 ・各種加工・塗装込み	m3		木製遊具材料費A 1 m3 × 円 = 計 円	
150	木製遊具類 木製遊具材料費B L=5.4m以内 米桙 防腐注入 ・各種加工・塗装込み	m3		木製遊具材料費B 1 m3 × 円 = 計 円	
151	木製遊具類 支柱取替手間A 四阿・ターサンローフ・屋根付施設類	本		特殊作業員 0.4 人 × 円 = 普通作業員 0.4 人 × 円 = 計 円	材料費なし
152	木製遊具類 支柱取替手間B パイプ式遊器具類	本		特殊作業員 0.3 人 × 円 = 普通作業員 0.3 人 × 円 = 計 円	材料費なし
153	木製遊具類 支柱取替手間C ボルト式遊器具類	本		特殊作業員 0.2 人 × 円 = 普通作業員 0.3 人 × 円 = 計 円	材料費なし
154	木製遊具類 支柱取替手間D 低支柱 L=1200	本		特殊作業員 0.1 人 × 円 = 普通作業員 0.1 人 × 円 = 計 円	材料費なし













## 令和2年度 総合維持遊器具編 参考単価（金抜き）

## 令和2.2 単価・歩掛使用

## 経費率

1

番号	名称・規格	単位	金額	積算の基礎	経費率	備考
247	中型滑台 階段セット取替(新型)	組		階段セット 1組 × 円 = 円 特殊作業員 0.5人 × 円 = 円 普通作業員 0.5人 × 円 = 円  計 円		
248	中型滑台 踊場取替(新型)	基		踊り場 1基 × 円 = 円 特殊作業員 0.2人 × 円 = 円 普通作業員 0.2人 × 円 = 円  計 円		
249	大一流・放射型滑台 階段セット取替(新型)	組		階段セット 1組 × 円 = 円 特殊作業員 0.5人 × 円 = 円 普通作業員 0.5人 × 円 = 円  計 円		
250	遊具共通 年齢表示シール貼り付け	枚		年齢表示シール 1枚 × 円 = 円 特殊作業員 0人 × 円 = 円 普通作業員 0.05人 × 円 = 円  計 円		
251						欠番
252						欠番
253						欠番
254						欠番
255						欠番
256						欠番
257						欠番
258						欠番
259						欠番
260						欠番
261	緊急対応 緊急対応出勤(休日)	ヶ所		特殊作業員 0.53人 × 円 = 円 普通作業員 0.53人 × 円 = 円 ライトバabra 1500CC機料 2h × 円 = 円 ガソリン 5.8L × 円 = 円  計 円		

厚別区公園点検及び注油箇所数 数量調書（南地区）

遊 器 具 名	注 油		
	数量(基)	注油箇所数	計
大型2人用ブランコ	0	4	0
大型4人用ブランコ	1	8	8
枝型2人用ブランコ	0	4	0
小型1人用ブランコ	2	4	8
小型2人用ブランコ	1	4	4
小型4人用ブランコ	0	8	0
チエアーブランコ	0	4	0
ニュースカイスター	0	8	0
単列シーソー	16	2	32
複列シーソー	7	4	28
ニュースシーソー	1	1	1
グローブジャングル	0	1	0
ターザンロープ	7	3	21
レールウェイ	0	1	0
TOTAL			102

①対象	街区公園 近隣公園 都市緑地 地区公園 特殊公園 その他	52	箇所
		5	箇所
	都市緑地	6	箇所
	地区公園	1	箇所
	特殊公園	2	箇所
	その他	0	箇所
②除外	指定管理	1	箇所
業務対象公園 (①-②)		65	箇所

1回当たりの点検公園数 65 箇所

1日当たりの点検公園数 12 箇所

1回当たりの点検に要する日数 5.42 日

点検回数 2 回

点検日数 10.84 日

1回当たりの注油箇所数 102 箇所

注油回数 2 回

総箇所数 204 箇所

## 南 地 区 修 繕 箇 所 一 覧

